

料金表（入所サービス） 〈在宅強化型〉

令和6年10月改定

1ヶ月（30日）あたりの基本料金 ※のみ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用（円） 130,986	133,416	135,546	137,406	139,116
	個室利用（円） 209,916	212,316	214,416	216,216	217,986
2割負担	多床室利用（円） 172,036	176,896	181,186	184,906	188,326
	個室利用（円） 248,326	253,126	257,296	260,926	264,466
3割負担	多床室利用（円） 213,086	220,406	226,826	232,406	237,506
	個室利用（円） 286,706	293,936	300,176	305,636	310,946

*上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金が変動します。

■介護保険給付サービス 介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.68）を乗じた額を掲載

介護報酬基本サービス	単位数	多床室			個室			
		自己負担額（円）			自己負担額（円）			
		1割	2割	3割	1割	2割	3割	
要介護1（基本サービス費）※	871単位	930	1,860	2,790	788単位	841	1,683	2,524
要介護2（基本サービス費）※	947単位	1,011	2,022	3,034	863単位	921	1,843	2,765
要介護3（基本サービス費）※	1014単位	1,082	2,165	3,248	928単位	991	1,982	2,973
要介護4（基本サービス費）※	1072単位	1,144	2,289	3,434	985単位	1,051	2,103	3,155
要介護5（基本サービス費）※	1125単位	1,201	2,403	3,604	1040単位	1,110	2,221	3,332

■加算料金	1割	2割	3割	算定条件
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ※	54	108	163	円/日 厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合
夜間職員配置加算※	25	51	76	円/日 夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)※	275	551	826	円/日 医師の指示に基づきリハビリ職員が入所日から起算して3月以内集中的にリハを実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)※	256	512	768	円/日 退所後の居宅等を訪問し生活環境を踏まえたリハビリ計画書を作成した場合 認知症の方で、入所後3か月以内に個別集中的にリハビリを行った場合（週3日まで）
(Ⅱ)	128	256	384	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)※	35	70	105	円/月 リハビリ実施計画の内容等を厚労省に提出し、リハビリ実施にあたり必要な情報を活用する
療養食加算	6	12	19	円/食 糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度に提供した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)※	64	128	192	円/月 入所者の心身の状況等の情報を厚労省に提出し、サービスの提供にあたってこれらの情報を適切に活用し、適宜施設サービス計画を見直ししている場合
経口維持加算(Ⅰ)	427	854	1,281	円/月 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理のための食事の観察及び検査を行えばⅠの加算Ⅰの加算十外部の医師、STが加わったⅡの同時加算となる。
(Ⅱ)	106	213	320	
経口移行加算	29	59	89	円/日 医師の指示に基づき、多職種が共同し、週に経口より食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合
排せつ支援加算(Ⅰ)※	10	21	32	円/月 排泄に介要する入所者であって、適切な対応により改善が見込まれる場合に算定。原因を分析しながら支援計画の作成及びその支援を行うこと。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)※	3	6	9	円/月 入所者ごとの褥瘡の発生リスクをモニタリング指標を用い少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を提出し関係者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること（3月に1回評価）
外泊時費用	386	773	1,159	円/日 居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。
外泊時費用（在宅サービス利用時）	854	1,708	2,563	円/日 入所サービス中に外泊し、その間に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日に1つ一定の単位数を算定
低栄養リスク改善加算	320	640	961	円/月 低栄養「重」の入所者であること、月1回以上、多職種が共同して栄養管理するための管理 食事観察を週5日以上行い、入所者に対して栄養状態・嗜好増進・食事・栄養調整等を行う事。
再入所時栄養連携加算	213	427	640	円/月 医療機関へ入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養または経下調整食の新規導入）再入所後の栄養管理を管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の策定を作成した場合
退所時栄養情報連携加算	74	149	224	円/回 栄養管理の情報を他の介護保健施設や医療機関に提供する場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	480	961	1,441	円/回 入所期間が1月を超える見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 入所前後訪問指導加算Ⅰに加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に備える支援計画を策定した場合
(Ⅱ)	512	1,025	1,537	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	534	1,068	1,602	円/回 当該入所者の退所後の主治の医師に対して入所者の同意を得て診療状況を示す文書を送って紹介を行った場合 医療機関へ退所する際に必要な情報を提供する場合
(Ⅱ)	267	534	801	
入退所前連携加算(Ⅰ)	640	1,281	1,922	円/回 入所期間が1月を超える見込みの者の入所予定前30日以内又は入所後30日以内に退所後の生活を支援し、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、居宅サービスの利用方針を定めること 入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、居宅サービスの利用方針を定めること
(Ⅱ)	427	854	1,281	
初期加算(Ⅰ)※	64	128	192	円/日 急性期医療機関の一般病棟から入院後30日以内に入所した場合 入所後30日間に限り算定
(Ⅱ)※	32	64	96	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)※	106	213	320	円/月 協力医療機関間で入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催する
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	149	299	448	円/回 入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 施設において薬剤を評価・調整した場合
(Ⅰ)ロ	74	149	224	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)※	10	21	32	円/月 協力医療機関で感染症の発生時等の対応を取り決め、連携し適切に対応する場合 3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合医療機関の現地指導を受けた場合
(Ⅱ)	5	10	16	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)※	10	21	32	円/月 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図る
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	117	234	352	円/月 口腔の健康の保持を図り、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔衛生等の管理を行った場合
緊急時治療管理加算1	553	1,106	1,659	円/日 緊急的な治療として投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月3日まで
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	255	510	765	円/日 降伏等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	128	256	384	円/月 認知症の行動・心理症状の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※	6	12	19	円/日 介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した利用者で、入所者様ご家族様から看取りの同意を得て計画が作成されている。また、随時説明させていただいた場合に算定（お亡くなりになった日によって加算額が変動）お亡くなりになる前に向かか理由で老健を退所された場合、退所した月とお亡くなりになった月が異なっても加算対象となり、ターミナルケア開始日から退所までの分の請求はお亡くなりになった月にまとめて算定となる。（退所した日の翌日からお亡くなりになった日まででの期間が45日以上あった場合は加算対象とはならない）			
ターミナルケア加算	2,029	4,058	6,087	円/日 死亡日
ターミナルケア加算	971	1,943	2,915	円/日 死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算	170	341	512	円/日 死亡日前4日～30日
ターミナルケア加算	76	153	230	円/日 死亡日以前31日～45日
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×加算率7.19%×地域単価10.68×負担割合			介護職員処遇改善のための加算

■介護保険適用外のサービス

食費※	1,770	円/日	個室利用のみ 多床室のみ 多床室かつ2人室
おやつ代※	110		
居住費※	1,700		
個室料※	1,650		
居住費※	630		
2人室料	440		
教養娯楽費※	160		
電気使用料	50	円/日	利用した場合
理美容代	自費	円/回	利用した場合
アメニティセット（別会計）*Aセットのみの場合 ※	330	円/回	タオルその他日用品のレンタル。（株）アメニティより